

令和3年9月13日

保護者各位

琉球大学教育学部附属小学校
統括 辻 雄二
校長 與那嶺 美奈子

新型コロナウイルス感染症対策に係る協力願い

平素より学校における感染症対策への御理解・御協力に感謝申し上げます。
新学期を迎えるにあたり、令和3年8月26日付文科省より通知があります。(別添参照)
つきましては、下記のことについて、別添文書をご確認の上、御理解・御協力をお願いいたします。

記

- 1 同居家族が感染し、児童が濃厚接触者、またはその可能性がある場合は、登校を控え、保健所や医療機関からの指示があるまで自宅待機をお願いします。
- 2 毎日の健康観察を継続し、児童に風邪症状がある場合は、登校を控えてください。また、同居家族に発熱や風邪症状がある場合も登校を控えてください。

※上記の対応については、出席停止となり、欠席扱いにはなりません。

※緊急事態宣言下における新学期に向けて感染症対策の具体的な取組みにつきましては、裏面に掲載しております。

緊急事態宣言下における新学期の感染症対策の取りくみの徹底について

※「学校等における感染症対策チェックリスト」にて、確認し徹底を図る。

(別紙参照)

1 学校における対応(基本的な取組みの徹底)

「新しい生活様式」に継続して取り組みます。

- ・登校時には必ず体温をチェックします。
- ・マスクの着用・手洗い・3密を避けるなどを確認し、取り組みます。
- ・教室の窓開け、休み時間の換気などを行ないます。(毎時間の換気の実施)
- ・教室移動等や小まめな手洗いに取り組みます。(基本的に毎時間の手洗い)
- ・新型コロナウイルス感染症対策(1日の流れ)(令和3年3月末作成)

2 具体的な取組み

(1)登校時

- ・全児童、玄関で体温チェックを行い、校舎内へ入る。
- ・各教室で、朝の時間に『検温表』にて健康観察を行い、養護教諭へ報告する。
- ・登校後は教室や学年フロアで静かに過ごす。
 - 児童の不特定多数との接触を回避するため、当分の間委員会を原則中止とする。
 - 感染防止のため、生活範囲を限定する。

(2)授業中

- ・マスクの着用及び小まめな手洗いの声かけ。
 - マスクについて保健便りにて紹介
- ・小まめな石鹸を使った手洗い。
- ・机の間の距離の確保と教室のこまめな換気の実施。
 - 授業中も常時2カ所以上の通気口を確保し、換気に努める。
 - 原則として特別教室は使用しない。ただし、音楽に関しては、教科の特性を考慮し、音楽室を使用する。その際、共有物についてはその都度消毒する。

(3)中休み・休憩時間

- ・中休みや休憩時間は、原則、教室及び学年フロアで過ごす。(過ごし方の確認)

(4)給食及び清掃時間

- ・石鹸を使った手洗いの徹底。教師の管理のもと配膳台の消毒。
 - 配膳・食事の方法の徹底。(学校全体で共通確認)
- ・食事後の歯みがきは当分の間中止する。
- ・児童による清掃を簡易清掃とし、手洗い場の密を避け、担任は清掃場所を巡回及び指導をする。

(5)その他

- ①体育のある日は体育着登校を推奨→体育終了後に着替える。
(着替えの回数を減らし、密接のリスクを減らす)
- ②教育実習については実習生の登校の人数を減らす分散型とし、実習生は教壇実習(実習生の担当授業)の時だけ登校する。
(体温や体調チェックは2週間以上前から記録し、必ず担任に提出する)
- ③部活動等の体育館、運動場等の施設借用は緊急事態宣言中は原則禁止とする。

※波線の部分は、新たに取り入れた感染症対策。

※今後の地域の感染状況により、変更があることをご理解ください。

事務連絡
令和3年8月26日

公益社団法人日本PTA全国協議会
一般社団法人全国高等学校PTA連合会
全国国立大学附属学校PTA連合会 御中
全国国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会
全日本私立幼稚園PTA連合会

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

「小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた
新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について」の送付について

日頃からPTA活動を通じ、子供たちの健全育成に御尽力いただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、デルタ株への置き換わりが進む中で、全国的に新規感染者数が急速に増加しており、これまでに経験したことのない感染拡大の局面を迎えています。また、最近の感染者数の増加に伴い、夏季休業期間中の部活動などの教育活動の場面や学習塾などで相次いでクラスターが確認されており、児童生徒等（幼児児童生徒をいう。以下同じ。）の感染者数についても増加が懸念されます。一刻も早く現下の感染拡大を抑えることが必要であり、学校や家庭においても感染拡大への危機感を共有し、感染症対策の徹底を図ることが重要です。

このような状況に鑑み、このたび、小学校、中学校及び高等学校等において新学期を迎えるに当たり、改めて学校において留意すべき事項についてまとめ、各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課等に「小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について」（令和3年8月20日付け初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）（別添）を发出しました。

その中では、基本的な感染症対策の徹底について、以下のとおり記されています。

また、学習塾において複数の児童生徒が感染する事例が見られるほか、引き続き家庭内感染が生じているなど、夏季休業期間中の活動を通じた感染が拡大している（別添1）。外からウイルスを学校内に持ち込まないようにすることが学校における感染拡大を防ぐためには極めて重要であり、特に新学期を迎えるに当たり警戒度を高めつつ、以下の点に留意しながら感染症対策を徹底すること。さらに、外からウイルスを持ち込まないためには、各家庭の協力が不可欠であることから、PTA等と連携しつつ、保護者の理解と協力を呼びかけること。

各団体におかれましては、貴管下の団体や会員である保護者の方々等に対し、本事務連絡について周知いただきますとともに、御理解・御協力を賜りますようお願いいたします。

学校等における感染症対策チェックリスト

新学期を迎えるに当たり、各学校等においては、以下の点について点検を行い、感染症対策に万全を期していただくようお願いします。

- 発熱等の風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、児童生徒等・教職員ともに自宅で休養することを徹底していますか。特に、地域の感染レベルが3及び2の地域（※）では、同居の家族に同様の症状が見られる場合も登校・出勤を控えていますか。

（※）緊急事態宣言の対象区域はレベル3に、まん延防止等重点措置の対象区域はレベル3又は2に該当します。

- 発熱等の風邪症状が見られる児童生徒等・教職員に対し、かかりつけ医等の身近な医療機関を受診するよう促していますか。

- 児童生徒等の登校時に、健康観察表などを活用し、検温結果及び健康状態を把握していますか。特に、地域の感染レベルが3及び2の地域では、校舎に入る前にこれらを把握していますか。

- 登校時や登校後に児童生徒等に風邪症状が見られた場合には、安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導していますか。

- 児童生徒等や教職員に対し、こまめな手洗いの徹底を図るとともに、正しいマスクの着用（鼻と口の両方を確実に覆う、隙間が生じないように顔にフィットさせる）や健康的な生活により抵抗力を高めるよう促していますか。

- エアコンの使用時を含め、気候上可能な限り、教室等における常時換気を実施していますか。また、学校薬剤師等の支援を得つつ、十分な換気ができているか確認していますか。

- 教室において、レベル3の地域では、児童生徒の間隔を可能な限り2m（最低1m）確保するように座席を配置していますか。また、レベル2及び1の地域では、1mを目安に最大限の間隔をとるように座席を配置していますか。

- 給食、弁当、部室での食事、教職員の食事などを含め、すべての飲食の場面において、飛沫を飛ばさないような席の配置や、原則として会話を控えるなどの対応を工夫していますか。また、食事前における室内の空気と外気の入れ替えや、食事後の歓談時におけるマスクの着用が行われていますか。

- 各教科等の学習活動や方法が、衛生管理マニュアルの第3章に示された、地域の感染レベルに応じた活動の考え方に相当するものとなっていますか。特に、「感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動」の実施の是非について、地域の感染レベルに応じて判断していますか。

(※) 全ての教科等についてチェックしてください。

- 部活動（その前後の活動も含む）において、地域の感染レベルに応じた活動を行っていますか。その際、地域の感染状況に応じて、感染リスクの高い活動を一時的に制限することも含め検討していますか。また、部活動に所属する生徒等が食事する際なども含め、部活動の内外を問わず感染症対策を徹底していますか。

- 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や健康相談の実施等により児童生徒等の状況を的確に把握していますか。また、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による支援を行うなど、児童生徒等の心のケアに取り組んでいますか。

- 教職員が休暇を取りやすい職場環境とするため、仮に感染を責める雰囲気がある場合は管理職が率先して払拭するよう努める、業務の内容や進捗等の情報共有を日頃から行う、教職員が出勤できなくなった場合の校務分掌について検討を進めるなどの工夫をしていますか。

- 職員室等において勤務する際に、可能な限り間隔を確保していますか（おおむね1～2m）。また、十分なスペースを確保できない場合は、空き教室の活用等による分散勤務を検討していますか。

- 教職員の精神面の負担に鑑み、校務分掌の見直しを図るなど業務負担が過重とならないよう留意していますか。また、予防的な取組の充実や相談窓口の周知など、教職員が一人で不安や悩みを抱え込むことのないよう対策を講じていますか。

- 臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒の学びを保障するため、ICTの活用等による学習指導や学習状況の把握を行っていますか。また、これらが可能となるよう、端末の持ち帰りを安全・安心に行える環境づくりに取り組んでいますか。

- 感染者、濃厚接触者等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないよう指導を行っていますか。また、ワクチン接種についても、同様に差別が行われないよう必要な指導を行っていますか。